

2

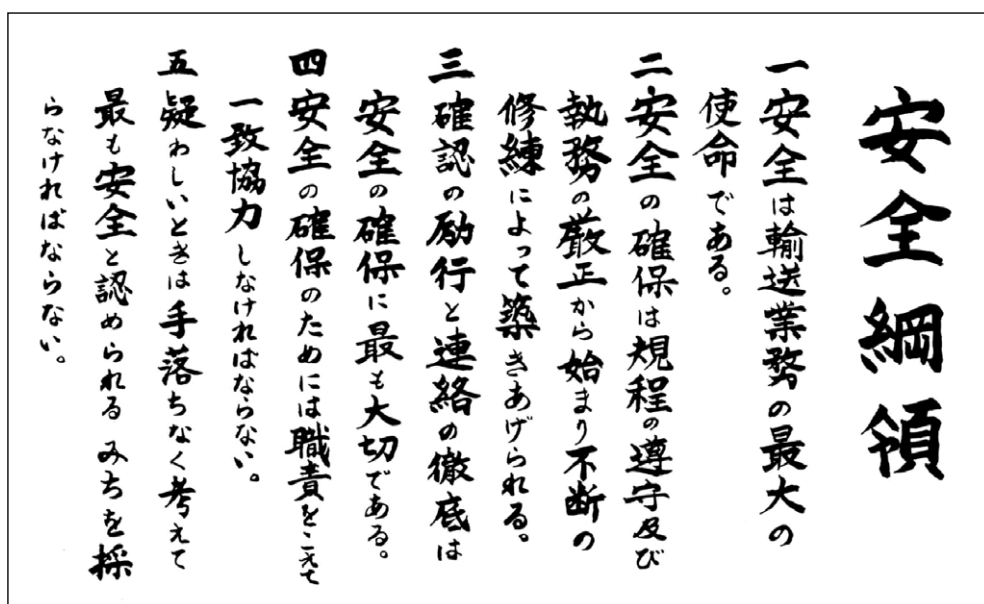
安全確保に向けた基本方針

2 - 1 安全綱領

当社では、安全の確保は輸送業務の最大の使命との認識のもとに日々の業務を遂行しており、輸送の安全の確保に関わる社員の基本精神として「安全綱領」があります。

これは、1951年の京浜東北線桜木町駅における事故を契機として国鉄時代に制定されたものであり、輸送業務は尊い人命と財産をあずかるという責任ある重要な業務であるがゆえに、安全については、すべての社員がその職責の如何を問わず全力をあげてこれを確保し、特に人命については他の何よりも優先して守るべきという、心構えと道義的な自覚と態度が必要であることを具体的に表したものです。

当社では会社発足時において、鉄道の歴史の中にある安全の価値観、過去の蓄積の重みは守るべき伝統であると考え、この「安全綱領」とその精神を引き継ぐこととしました。今後も、この「安全綱領」の理念のもとに、安全・安定輸送の確保に全力を挙げて取り組んでいきます。



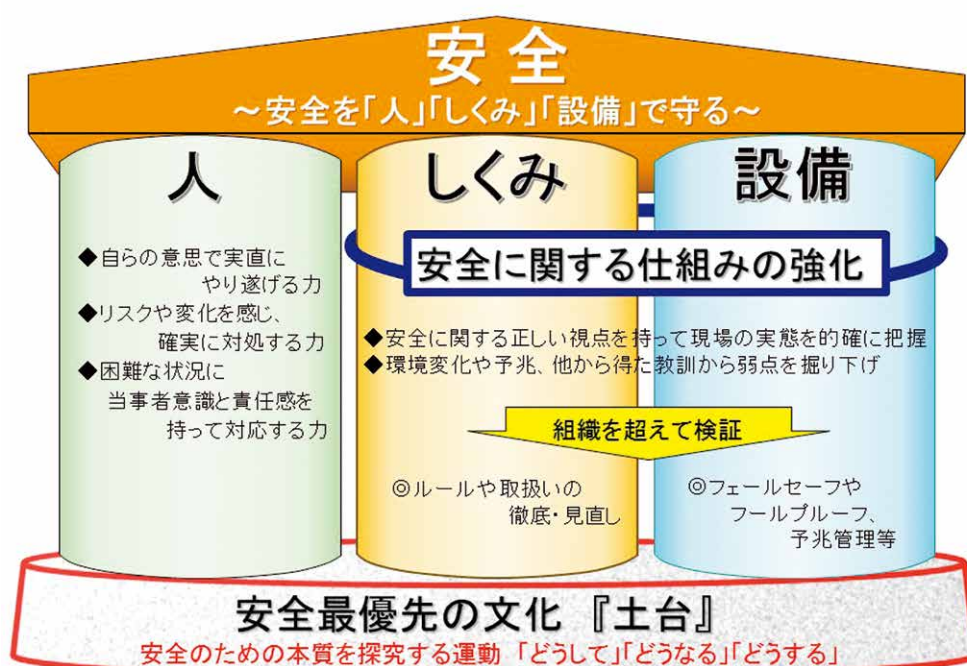
2 - 2 安全に関する基本的な考え方

安全綱領の理念のもと、「安全に関する基本的な考え方」を示し、取り組んでいます。安全は「人」「しくみ」「設備」で守りますが、この土台となるのが、安全最優先の文化です。「どうして」「どうなる」「どうする」の3つの「ど」による「安全のための本質を探究する運動」を通じて、安全最優先の文化をしっかりと醸成し根付かせ、そのうえで、3つの要素である「人」「しくみ」「設備」をそれぞれ高いレベルで機能させ、これら3本柱により安全を支える、ということを示しています。

一つ目の柱である「人」では、自らの意思で実直にやり遂げる力、リスクや変化を感じ確実に対処する力、困難な状況に当事者意識と責任感を持って対応する力、などを効果的な教育訓練により高めています。

「しくみ」と「設備」の柱では、安全に関する正しい視点を持って現場の実態を的確に把握し、環境変化や予兆、他から得られた教訓から弱点を掘り下げることにより、ルールや取扱いといった「しくみ」の徹底・見直しや、フェールセーフやフルブーフ、予兆管理の手法を含めた新しい技術も取り入れたより安全な「設備」への改善に取り組んでいます。この2本の柱を「安全に関する仕組み」として継続的に検証し強化しながら、「人」の柱とあわせ、より一層の安全確保に取り組んでいます。

【概念図】



2 - 3 重点実施事項

運転事故防止対策ならびに労働災害防止対策を計画的かつ重点的に推進するため、年度ごとに重点実施事項を定めています。

2021年度は、「安全のための本質を探究する運動」を基軸として、「安全に仕事を進める力」をさらに高めるべく、「確認の徹底」「ルールの遵守」「リスクの排除」「訓練の充実」「四大災害の根絶」の5項目を「重点実施事項」に指定し、全社員が一丸となってソフト・ハードの両面から重大な運転事故及び労働災害の根絶に取り組むこととしています。